

味の素株式会社 人権デュー・ディリジェンスにおける

国別人権影響評価(ベトナム) 報告書 2023



一般社団法人 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

2023年8月25日



I. はじめに	3
II. 調査背景と調査目的.....	3
III. 調査手法	3
IV. 調査結果	
1. 渡航前デスクリサーチ	
(1)ベトナムにおいて一般的に潜在する人権リスク	4
(2)ベトナムのコーヒー豆サプライチェーンに潜在する人権リスク	4
2. 渡航前、味の素グループに関する確認	
(1)これまでの取り組みの確認	4
(2)評価対象エリア	4
(3)サプライチェーン構造.....	4
3. 現地における訪問調査	
(1)輸出入業者	5
(2)コーヒー豆農家	6
(3)現地コーヒー会社.....	7
V. 課題と提言(予防・是正・行動計画)	
1. 課題.....	7
2. ASSC からの提言.....	8

【免責事項】

The Global Alliance for Sustainable Supply Chain (以下、ASSC)は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ASSC がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。本報告書は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ASSC は、本報告書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。



I. はじめに

味の素株式会社(以下、味の素社)は、2011年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」および、2022年に策定された日本政府「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等に則り、日本における持続可能なサプライチェーンを推進する非政府組織(NGO)である一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン(以下、ASSC)に対し、味の素グループのベトナム(コーヒー豆)サプライチェーンに対する「人権影響評価」と本報告書の制作を依頼した。

※「人権影響評価」: 国連「指導原則」に基づく対応が為されているか対話を通じて点検・確認、その上で人権リスクに関する評価をしている。

II. 調査背景と目的

1. 背景

味の素グループは「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき「人権尊重に関するグループポリシー」を制定しており、人権尊重の責任を果たすために人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、その継続的実施を明確にしている。https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/activity/keyword/human_rights.html これまで、国別人権リスク評価に基づき、優先順位を付けて人権影響評価を順次実施しており、今回はベトナム(コーヒー豆)サプライチェーンを評価対象として設定した。

※「国別人権リスク評価」: Verisk Maplecroft 社の人権リスクデータを用いて、国・地域別に人権リスクの高い国と事業を複数特定している。

2. 目的

現地における調査を通じて、人権リスクの認識と評価を行うこと、また評価結果に基づき、リスクへの対応を検討し、人権侵害リスクの予防・是正を図ることを目的としている。

III. 調査手法

本調査では、ベトナム渡航前のデスク・リサーチにより人権リスクをリストアップ、続いて味の素グループの取組みを確認、さらに評価対象エリアやサプライチェーンの特定もしくは推定を行った。渡航後は、現地の輸出入業者および仲買人・コーヒー豆農家などで訪問調査を実施。またステークホルダーから広く意見を求めるため、ベトナムの大手コーヒー企業にインタビューを行った。

IV. 調査結果

1. 渡航前デスク・リサーチ

英国のリスク・リサーチャーの情報を元に、ASSCが内容を精査、ベトナムおよびベトナムのコーヒー豆産業において想定される人権リスクを下記の通り抽出した。

(1)ベトナムにおいて一般的に潜在する人権リスク(コーヒー豆産業に限らない)

- ①法令によって人権は保証されているが、運用や浸透の問題により、保障が不十分、もしくは弱体化している恐れがある。
- ②労働者の権利に関しては、「結社の自由」や「強制労働」に関する主要な権利を保証している。また、法定最低就労年齢を15歳に設定し、リスクの高い産業や業務については18歳以上に設定している。
- ③2023年現在、396,000人の現代奴隷の犠牲者がいるとGlobal Slavery Index¹で報告されている。

(2)ベトナムのコーヒー豆サプライチェーンに潜在する人権リスク

- ①労働者の収入は平均的に低く、不安定な労働条件下で働いていることが多く、人権侵害に対する脆弱性を有する。

¹ <https://www.walkfree.org/>

- ②政府の「2022 年児童労働に関する調査」では、推定 34,131 人の児童労働者がコーヒー豆の栽培に従事していると報告している。
- ③児童労働の主な原因は「貧困」で、家族を助けるために学校を中退し働いているケースもある。
- ④子供たちは重い荷物の運搬による負傷など労働安全衛生リスクにさらされている。
- ⑤労働安全衛生面の整備不足が職場での怪我や健康へ悪影響を及ぼす可能性がある。
- ⑥多くの季節労働者および非正規労働者が労働需要のピークである 11 月から 2 月の収穫期に従事している。

2. 味の素グループに関する確認

(1)これまでの取り組み

味の素グループはコーヒー豆の調達にあたって、地球環境への配慮、生産者のより安全で安心な労働環境実現、農業生産性向上への取り組みと経済的充足を目指し、コーヒー豆の持続可能な栽培と加工に関する認証システムの1つである 4C 認証コーヒー豆を一部で指定調達している。尚、味の素グループの味の素 AGF 社では、2022 年のサステナビリティデータブック では下記(斜字部分)のように報告をしている。

“4C 認証システムに適合する農園で生産されたコーヒー豆の調達を通じて、コーヒー豆の生産と流通における持続可能性の促進に取り組んでいます。2021 年度は味の素 AGF(株)の全購入豆のうち、4C 適合農園で生産されたコーヒー豆の調達率は 58% でした。2020 年 8 月に発売したスティックコーヒーのパッケージにアジアで初めて 4C 認証ロゴマークを導入したことを皮切りに、2022 年 3 月現在 42 品に 4C 認証ロゴマークを表示しており、持続可能なコーヒー豆の調達に関わるエシカル消費促進に取り組んでいます”

ベトナムでのコーヒー豆認証プログラムは Rainforest Alliance、4C 認証、Fairtrade が主な認証である。これらの認証を受けた農家はすべて行動規範と人権方針を持たなければならない。また、より厳格な行動規範を作り、苦情処理メカニズムを確立し、事業に関連するすべてのステークホルダーのニーズや苦情に対応できるようにしなければならないとされている。

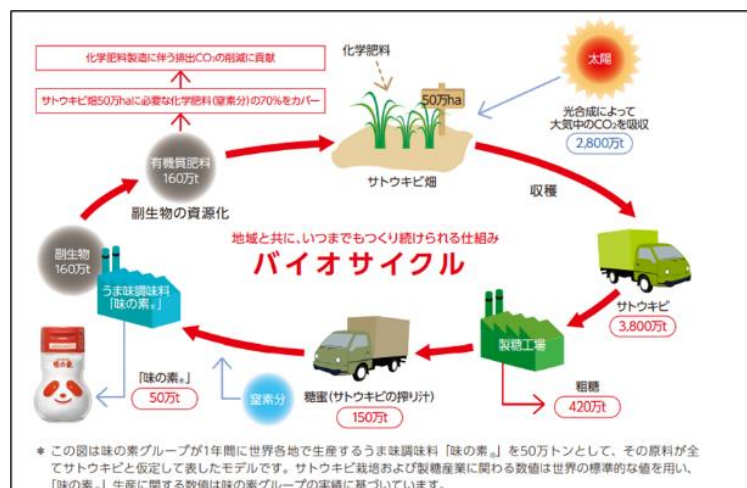
一般的に 4C 認証を受けているコーヒー豆生産に関わるステークホルダーは優れた管理体制を整備しており、現地の法令遵守以上の施策を実施されているとされている。そして信頼できるリスク管理対策をすることができ、ビジネスで起こりうる問題に対応することができるとされている。

ASSC は味の素グループが 4C 認証のコーヒー豆を調達することに対して、環境や人権に対して配慮をした調達を進めていると評価している。

また、味の素グループはアミノ酸を発酵生成した際の副生物(コプロ)を原料とした高付加価値肥料「AMI-AMI®」をコーヒー栽培にも活用するため、各コーヒー産地で販売や試験を実施し、育成したコーヒー豆を購入・製品化するサイクルの実現を目指し、環境配慮も行っている。

※温室効果ガス排出削減に貢献する「バイオサイクル」

出典:味の素グループサステナビリティデータブック 2022

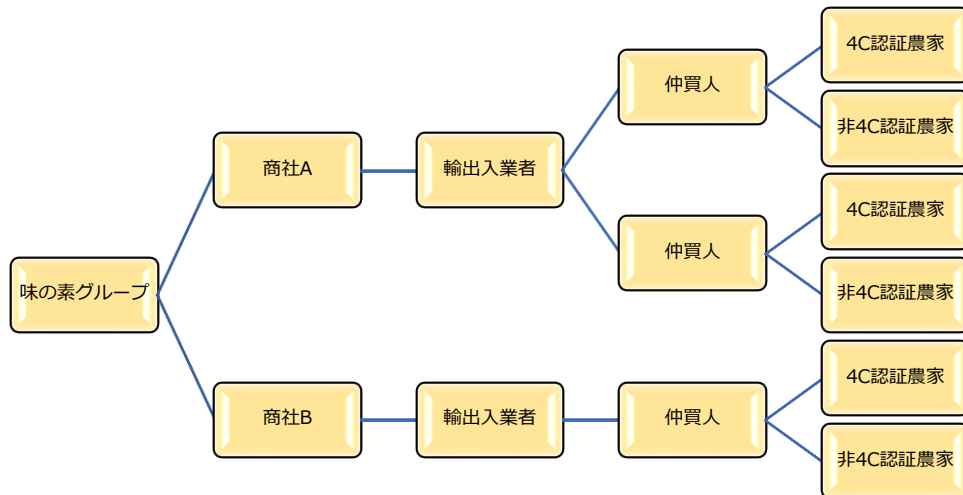


(2) 評価対象エリア

取引がある商社との連携により、味の素グループのベトナムにおけるコーヒー豆産地として、ダクラク省、ラムドン省、ダクノン省が特定もしくは推定された。

(3) サプライチェーン構造

味の素グループは、コーヒー製品を日本や他国で販売するにあたり、ベトナム産のコーヒー豆を商社経由で調達しており、その調達に関するサプライチェーンの構造は概ね以下の図の通りになっている。



※上記構造図は ASSC が商社、輸出入業者、仲買人、農家を訪問し作成したもの。

3. 現地における訪問調査

(1) 輸出入業者

国営企業である輸出入業者を訪問し対話を行った。当該企業は農家との直接購買ネットワークを構築し、最新のコーヒー加工工場等も所有、また農家支援も実施している。コーヒー豆の購入はダクラク全土から行っているが、政府との契約の下、コーヒー豆調達地域や支援地域が決まっている為、遠方の農家へは 4C 導入などの支援は直接行っていない。尚、4C 農家に対しては当該社の人権方針を展開している一方で 4C 未認証農家に対しては行っていないとのことであった。当該社には労働組合があり、毎週月曜日に従業員との定期的なコミュニケーションを行っている。現在、従業員は 40 名いるが採用時は 1 年間契約社員となり、その後、無期契約となる。倉庫での仕事は日本ではいわゆる危険労働とされ、敬遠されがちであるが、現在のところ従業員の採用には困らないとのことだった。尚、倉庫での避難訓練は年 1 回実施しているようであった。



作業工程を確認した結果、労働安全衛生面に関しては懸念すべき点が散見される。例えば、作業時にフォークリフトのフォーク部分に作業員が乗っている事、コーヒー豆の積み下ろし時にマーベルトなどの個人保護用具を着用していない事、作業員が安全靴を履いていない事などが挙げられる。(写真参照)

<懸念点>

当該社において人権方針や労働組合の設定、また、従業員との定期的なコミュニケーション等は実施されているものの、労働安全衛生面に関しては不十分な事象があった。

(2) コーヒー豆農家

商社と輸出入業者の協力を得て、味の素 AGF 社のサプライチェーンに連なる可能性が高いダラット、バンメトートの4C認証農家を訪問、さらに比較対象のため、4C 未認証農家も訪問をした。加えて、その他の味の素グループ企業がマーケットからコーヒー豆を購入する場合を想定し、ASSC が協力パートナーの協力を得て、複数の 4C 未認証農家にてダイアログを行った。調査対象農家は、集荷場を兼ねている農家、また、栽培のみを行う農家と違いがあるが、報告書では 4C 認証農家と未認証農家に分けて、調査結果を報告する。

① 4C 認証農家

訪問した農家は、輸出入業者などが開催するセミナーにて認証のメリットについて情報を得て、認証取得をしたケースが多い印象だった。メリットに関しては、収益性に関わる部分が農家にとって大きな要因となっているようである。また、農業生産工程管理に関心がある農家はベトナム政府が推奨する VGAP 認証²についても熟知していた。4C と VGAP の両認証の取得は(少人数での)管理が難しく、現時点では VGAP 認証は取得する予定がないとのコメントがあった。

4C に関する勉強会やセミナーの開催は、政府関係者、および輸出入業者等が主に開催しており、多くの農家が認証や農薬使用による影響について学んでいることが窺えた。

事前のデスク・リサーチで懸念されていた児童労働に関して、訪問農家においては 15 歳以下の女兒を含め子供に手伝いはさせていない。(少数民族経営含め)他の農家においては情報を持ちあわせていないとのコメントだった。

また、労働力不足となる収穫期の労働状況に関して質問したところ、(ある農家では)少数民族の短期雇用をしていると回答があった。採用方法については、以前から収穫期に短期雇用をしている人を電話にて招集し口頭契約を行っている。また、近隣在住の方が多く、宿泊施設の提供は必要ないが、農機具、手袋などは労働者が持参しているとコメントがあった。

尚、別の訪問農家では「AMI-AMI®」を使用していて、一度は農薬使用で土地を駄目にしたが、「AMI-AMI®」を使用することで改善し、コーヒーの木が長くなり、今ではコーヒー豆の収穫期まで葉が緑のままだというコメントもあり、その有効性が評価されていた。

<懸念点>

短期雇用の少数民族が賃金や労働時間などについて明確な契約が無いまま従事している可能性は否定できない。また、農機具や作業に従事する為に必要な個人保護具に関しては、従事者の安全を保護する為に雇い主が提供すべきであろう。これらは、国際労働機関の憲章および国際的なガイドラインと照らし合わせると人権侵害に繋がるリスクありと見なされる状況であるので、人権侵害が発生しない様に更なる実態把握が必要であると考えられる。

② 4C 未認証農家(上述輸出入業者紹介)

4C 認証などについては、情報を得る為にセミナーなどに参加したいが、そもそも申し込み方法などが分からないとのことであった。また、これまでの経験で農薬は体や土壌にも影響があり、使いすぎると土地が劣化するため使用はしないことにしているようだ。

従業員が通常8~10人、収穫期には40~50人となる農家において、雇用契約時の書類等について質問をしたが、雇用契約書はなく口頭で依頼し、給料は収穫量に応じた給料を支払っているとの回答だった。また、収穫期においては、農家に短期雇用者が滞在することがあるようだが、寮などの設置は今回確認できなかった。個人保護具については、従業員に安全靴の提供は行ったが、労働者が着用しないことが多く、着用に関して注意すると辞めてしまうことから注意は行っていないとのことだった。

続いて訪問した夫婦2人で営む小規模農家では日々の労働時間が非常に長く、朝3時に起床し11時まで働き、また13時から17時まで働くという状況が常態化している。また、肥料の値段が高騰しており、農家の収入が減少しているとのことで、コーヒー栽培は労力を要する一方で収入はそれほど多く得られていない。

² <https://quacert.gov.vn/en/good-agriculture-practice.nd185/vietgap-standard.i88.html>

<懸念点>

子供たちは農家を継ぐことに意欲が低い様子で、小規模農家の持続性や次世代の継承に懸念が残る。また、個人保護具に関して従事者の安全を保護する為に雇い主が提供する形で、より配慮すべきであろう。

③ 4C 未認証農家(ASSC 紹介)

ドライミルではなくウォッシュ式を取り入れている農家でのダイアログを実施。ウォッシュ式の導入は現地企業との契約がきっかけであり、当初はウォッシュ式で生産されたコーヒー豆であれば倍の値段で取引に応じるというものであったが当初の契約と違い全量引き取りを行ってくれないことなどから現在は当該企業との取引は行っていないとのこと。4C 認証については知っているが、認証コーヒー豆を売っても(仲買人などの利益となっている可能性もあり)当該農家の収入にはつながっておらず、1000-2000VND/kg 程度の上乗せでしか売れないので認証取得しないとのコメントがあった。



また別の農家にて、収穫期の人手不足への対応として、軍隊が派遣する軍人がバンメートの農家に来て、収穫支援をしているとのことであった。以前は近所の農家で助け合って収穫を行っていたが、7年ほど前から軍隊の農業サポートが始まったとのこと。これにより費用はかかるようになったが、収穫を手伝ってもらえて、自分は違うことが出来るようになって助かっている様子。尚、給料は個人に払うのではなく、軍隊に払っているとのコメントがあった。

(3)現地大手コーヒー企業

味の素グループとの取引関係は無いが、ベトナムにおけるサステナブル活動について現地に密着した情報を得るため、現地で展開する大手コーヒー企業の経営メンバーとダイアログを行った。

当該企業はサステナビリティ活動として、農家とのコミュニケーションを行っている。例として技術指導や環境に関する教育、またダクラク、ラムドン の省と協力して水源確保や水質、また CO₂ 削減の取り組みなどのセミナーを行っている。また、少数民族の文化を伝えていくことも世界的には重要であると認識しており、2023 年にはダクラクで国際的なコーヒーフェスティバルを開催した。上述の(バンメート地区における)軍隊による収穫期サポートについて質問したところ、高地には ko 少数民族が多く、政府はいつも彼らのケアをしていると回答があった。また、メコンデルタ地域からの国内移民は少ないという認識を持っており、強制労働や児童労働については 100%とは言い切れないが人々の知識レベルが向上し、また子供を大事にしていることから行われていないと思うとのことであった。農家を大事にしたいという思いや環境への取り組みについて、共同で何かできる可能性はあるかとの問いに対して、サポートを歓迎するとのコメントがあった。

(農家へのサポートは日本の新しい技術や機械の導入に関する情報提供だけでは不十分であり、可能であれば一緒に農園に行くなど、長期にわたるサポートが必要と考えられる。また、現地の政府機関などとの協働が望ましい。)

V. 課題と提言(予防・是正・行動計画)

1. 課題

今回の現地調査において、国際労働機関の憲章および国際的に求められるレベルで評価すると、幾つかの訪問先で下記①②のリスクを確認した。

①主に収穫期の短期雇用労働者を雇用する際に労働条件等の契約はあるが、口頭契約に留まるケースがある(“契約書”が無い場合がある)

②人権方針を持つ輸出入業者においても(保護具や作業フロー等)労働安全衛生面への配慮が不十分

※今回の調査では、ダイアログのみ実施を行い、社会監査などで行われる帳票の確認は実施していない。また、収穫期ではなかったことから、全てが確認できたという状況ではない。



2. 提言

人権リスクの予防と是正に向けた行動計画案を ASSC として下記の通り提案する。

(1) 農家とのコミュニケーション促進

(現地大手コーヒー企業とのダイアログを踏まえ) 直接コミュニケーションを農家とする機会を創出。例えば、各生産地域にて、労働安全衛生・労働関連法規・生産技術、コプロ肥料、環境保全、人権などをテーマにセミナーを開催して、農家と継続的な信頼関係を構築する。

※認証農家のみならず、全ての農家がセミナーで学ぶことにより、農家の対応能力を向上させることがサステナブルな調達に貢献する。(事例:Nestle と ILO が共同で同様のプロジェクトを実施した。)

※セミナー等を開催する際は同業他社との共同開催も選択肢。

(2) 国際労働機関の憲章・国際ガイドライン・人権方針等との適合状況を更に確認

時期を見て再渡航を検討し、可能な限りステークホルダーと輸出入業者や農家へ出向き、状況を再確認。最低限、確認すべき点は(目視で確認しやすい)労働安全衛生への配慮であり、従業員の不慮の事故などが発生しない様にすべき。また、契約書等の帳票類などの確認の実施を推奨する。

以上が現在考えられる人権課題とその是正・行動計画である。是正・行動計画は一足飛びに推進できるものと限らないが、少しでも人権リスクを低減する為に、継続的かつ能動的に活動をする必要がある。